

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

村及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

村及び県は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

村及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生

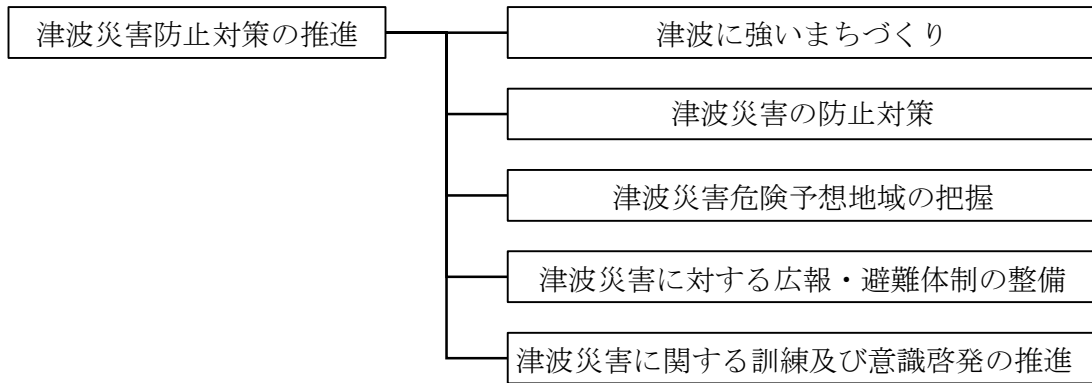
じる津波もありうることに留意する。

第2章 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進

本村は、島しょ部の地形条件により、津波災害を受けやすい特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

1 津波に強いまちの形成

- (1) 村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 村及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。
- (3) 村及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等及び避難路・避難階

- 段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 村及び県は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
 - (5) 村及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
 - (6) 村及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、公共施設、消防団等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
 - (7) 村及び県は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
 - (8) 村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
 - (9) 村は、村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達方法を定める。
 - (10) 津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、村地域防災計画に基づき、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
 - (11) 村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
 - (12) 村及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 村及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

3 建築物の安全化

- (1) 村、県及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 村及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 村及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備方策

村及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設

の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

村及び県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害想定調査（平成24～25年度）において調査がなされた。

県は、この調査結果をもとに、村への周知・指導を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

2 津波危険の把握

県は、県地震等災害被害想定調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される村の津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。また、津波の危険性の高い村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 指定避難所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難所以外に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握(防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無)
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震等災害被害想定調査の結果に対応できるよう、村は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

村及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波災害に関する意識啓発

現在の村の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い村は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節 土砂災害液状化等の防止対策の推進

地震災害対策編第2部第1章第1節「土砂災害液状化等の防止対策の推進」を準用する。

第3節 防災構造化の推進

地震災害対策編第2部第1章第2節「防災構造化の推進」を準用する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)

地震災害対策編第2部第1章第3節「建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)」を準用する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

一般災害対策編第2部第1章第4節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用する。

第6節 津波防災研究の推進

村、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救護活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や津波等による機能障害の予測等に関する調査に努める。

2 地域危険度の調査研究

村は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

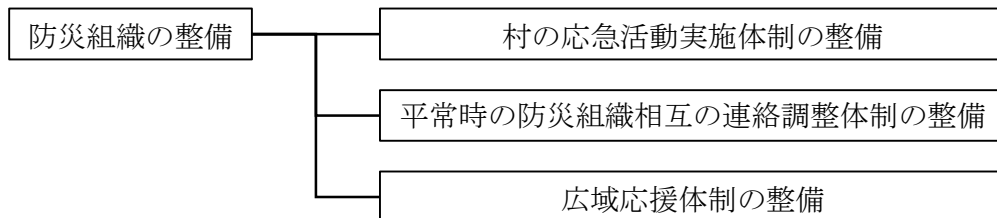
津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 村の応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を津波の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、村は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 初動体制の整備

ア 災害対策職員用携帯電話の整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

イ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

ウ 24時間体制の整備

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な津波や地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

(2) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

津波等の発生直後に参集してきた職員の誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的な研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

村、県及び防災関係機関は、大規模な津波が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の

明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

村、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

村、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 村における連絡手続き等の明確化

村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように村地域防災計画に明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

村及び県は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

村、県及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

第4 広域応援体制の整備

地震災害対策編第2部第1章第5節「広域応援体制の整備」を準用する。

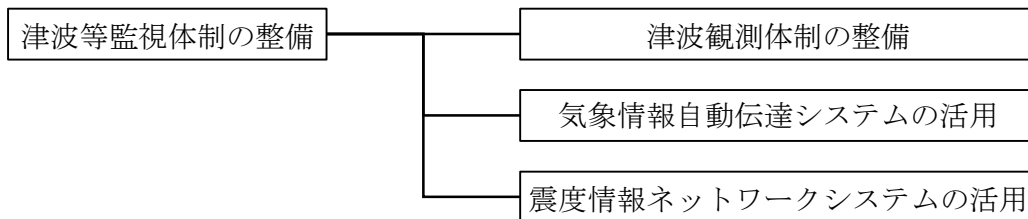
第2節 通信・広報体制の整備計画

一般災害対策編第2部第2章第2節「通信・広報体制の整備計画」を準用する。

第3節 津波等観測体制の整備

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、津波観測施設や地震計などを適切に整備配置し、津波や地震の観測を実施するとともに、関係行政機関、県、市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 津波や地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等、津波や地震に関する情報等及びこれらを補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 村及び主要関係機関における津波観測体制の整備

村、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、村及び県は、迅速な津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、津波情報等を自動的に村に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公

用携帯電話に津波情報等を電子メール等で送信し、津波や地震発生時等の初動体制の確立を図る。

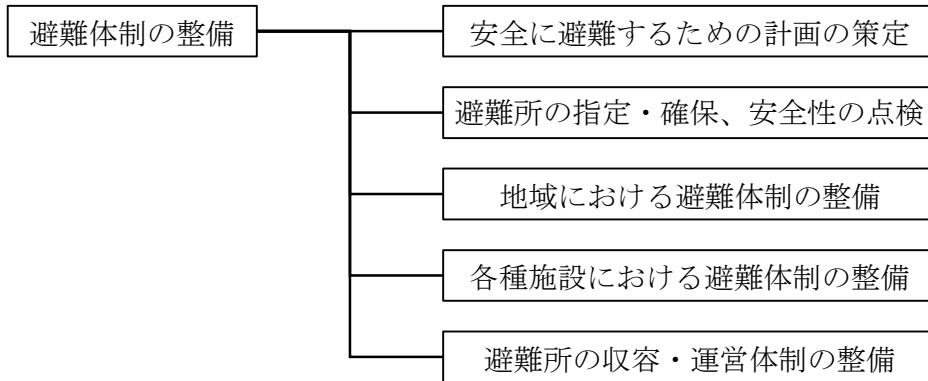
第4節 消防体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第4節「消防体制の整備」を準用する。

第5節 避難体制の整備

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、村は、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、消防団、警察等の様々な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 津波浸水予想地域、津波到達時間
 - イ 避難対象地域
 - ウ 避難先(避難目標地点、避難場所)及び避難経路(避難路、避難経路)
 - エ 避難困難地域
 - オ 初動体制
 - カ 津波情報等の収集・伝達
 - キ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)の発令
 - ク 津波防災教育・啓発
 - ケ 津波避難訓練の実施
 - コ その他留意点

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導體制

- (1) 村及び県は、消防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 村は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 村及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難予定場所の指定

村は、県地域防災計画及び村地域防災計画等を踏まえて、津波、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公共建物の他、企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め、その所在、標高、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校と共有しておく。

村は、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更のうえ住民に対し周知徹底しておくものとする。

なお、自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避し緊急時に避難できる場所を確保するよう努める。

2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、コミュニティセンター、住民センター等の既存建物を応急的に整備して確保する。

(2) 避難所の収容能力等の把握

村は、県地域防災計画及び村地域防災計画等を踏まえて、津波、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所を定め、その住所、標高、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定にあたっては、大規模災害時における避難所の機能低下や喪失に対応できるような量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐災性(不燃性、耐水性、堅牢性等)に優れた施設を指定し、併せて避難所である旨を明確に表示しておく。

また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

(3) 避難所の整備

村が、避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

また、避難所における救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

3 避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、津波、斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、避難路沿いに標高や避難所までの距離・時間を示した標

識等の整備に努める。

併せて、避難所や避難路のバリアフリー化に努める。

第3 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 村長の避難措置は、原則として避難の準備（避難準備（要配慮者避難）情報）、避難の勧告（避難勧告）、避難の指示（避難指示）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。

イ 村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 村長は、本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、県計画及び村地域防災計画により行う。

避難指示等一覧（3類型）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は避難行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等

の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示（緊急）を直ちに発令することとする。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておく、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「通信・広報体制の整備計画」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設及び戸別受信機を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する

オ テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ワンセグ放送、有線放送、電話、Ｌアラート(災害情報共有システム)等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

村長は、村の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

3 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、あるいは病人、障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）や「市町村要配慮者避難支援モデルプラン」（平成18年9月鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成等

村は、要配慮者支援対策を推進するため、村要配慮者支援計画を随時更新するとともに、地域と連携して災害時に効果的に運用することで適切な援護を行う。また、改正災害対策基本法（平成25年6月改正）で下記ア～キのとおり義務づけられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関

して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を踏まえ実施する。

- ア 避難支援等関係者となる者
- イ 名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- カ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた村長が行うこととする。村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、民宿等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

村は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル作成のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策
- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 要配慮者対策

3 避難所の生活環境改善システムの整備

村及び県は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

村及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第6節「救助・救急体制の整備」を準用する。

第7節 交通確保体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

第8節 輸送体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」を準用する。

第9節 医療体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

第 10 節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備

地震災害対策編第 2 部第 2 章第 10 節「その他の震災応急対策事前措置体制の整備」を準用する。

第4章 住民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 防災知識の普及啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

- (1) 村及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (2) 村及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。
 - ア 本村の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

- イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火に伴う津波など火山性津波の発生可能性など、津波の特性に関する知識
- エ 津波や地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 津波警報等の内容及び発表時や避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動
- カ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

2 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般住民、自主防災組織、町内会、各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練、情報提供を行うと共に、その内容の充実に努める。また、地域の自主防災活動、教育機関における防災教育等を支援するため村内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては、村等からの申請に基づき、県防災アドバイザーを活用するものとする。

3 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

村が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ、テレビ等放送施設
- イ 新聞
- ウ 村ホームページ(モバイルを含む)
- エ 広報紙、印刷物(チラシ、ポスター等)
- オ 映画、ビデオ、スライドの製作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

ア 住民等の責務

(ア) 住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

a 津波・地震等に備えた10日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 出火防止、初期消火等の心得

(ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震等が発生した時の行動

(エ) 避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(ク) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

(シ) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

(ス) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

a 災害情報の聴取並びに聴取方法

b 停電時の照明

c 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

d 初期消火、出火防止の徹底

e 避難の方法、避難路、避難場所の確認

f 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、村、県その他防災機関は、「防災週間」（5月第4週）、「防災週間」（「防災の日」9月1日を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

4 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、村及び県は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(含防災出前講座)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、津波や地震に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

5 災害教訓の伝承

村及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

村、県及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、津波や地震災害時において、村、県及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

一般災害対策編第2部第3章第2節「防災訓練の実施」を準用し、緊急地震速報対応行動訓練や津波からの避難なども適宜実施するものとする。

第3節 自主防災組織の育成

一般災害対策編第2部第3章第3節「自主防災組織の育成」を準用する。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編第2部第3章第4節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第5節 防災ボランティアの育成

一般災害対策編第2部第3章第5節「防災ボランティアの育成」を準用する。

第6節 要配慮者の安全確保

一般災害対策編第2部第3章第6節「要配慮者の安全確保」を準用する。

